

改正後	現行
<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 対象事業の内容</p> <p>1 中山間地域所得向上支援事業</p> <p>（1）所得向上推進事業</p> <p>所得向上計画の策定、マーケティング調査、農産物の販売戦略の策定<u>若しくは</u>これらの実務等において外部人材を活用する事業<u>又は高収益作物の生産や高付加価値化・販売力強化によりモデル地域を創出するための取組</u>をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙1において定めるものとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 関連事業</p> <p>関連事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、各事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）スマート農業技術の開発・実証プロジェクト</u></p> <p>3 実施要綱第3の3の（4）の農林水産省農村振興局長、生産局長<u>及び農林水産技術会議事務局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める施設は、1の（3）のアの（ア）の地域販売力強化施設とする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 成果目標及び目標年度</p> <p>所得向上計画に定める成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。</p> <p>1 成果目標</p> <p>次のいずれかを所得の向上の効果に係る成果目標として設定する。</p> <p>（1）販売額の10%以上の増加</p> <p>（2）生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p><u>なお、実施要綱第3の3の（2）の農村振興局長等が別に定める場合とは、成果目標を上記要件の1.5倍以上（（1）販売額の15%以上の増加、（2）生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減のいずれか）とした場合とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第5～第9 （略）</p>	<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 対象事業の内容</p> <p>1 中山間地域所得向上支援事業</p> <p>（1）所得向上推進事業</p> <p>所得向上計画の策定、マーケティング調査、農産物の販売戦略の策定<u>又は</u>これらの実務等において外部人材を活用する事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙1において定めるものとする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 関連事業</p> <p>関連事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、各事業の実施要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 実施要綱第3の3の（4）の農林水産省農村振興局長<u>及び</u>生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める施設は、1の（3）のアの（ア）の地域販売力強化施設とする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 成果目標及び目標年度</p> <p>所得向上計画に定める成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。</p> <p>1 成果目標</p> <p>次のいずれかを所得の向上の効果に係る成果目標として設定する。</p> <p>（1）販売額の10%以上の増加</p> <p>（2）生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p>2 （略）</p> <p>第5～第9 （略）</p>

附則

- 1 この要領は、令和2年2月7日から施行する。
- 2 中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正について（令和2年1月30日付け元農振第2547号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成31年2月7日付け30農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により認定を受け、平成30年度補正予算（第2号）により実施した事業については、なお従前の例による。

改正後

現行

別記様式第1号

別記様式第1号

中山間地域所得向上計画

〇〇地区

令和〇年〇月

〇〇県〇〇市

中山間地域所得向上計画

〇〇地区

平成〇年〇月

〇〇県〇〇市

I～IV (略)

V. 実施事業

所得向上に向けた展開方向

Blank box for expansion direction.

1. 本体事業 【計画期間: 令和〇年度～令和〇年度】

Table with 14 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 当該年度予算 (事業費, 国費), 着工年度, 完了年度, 参考全体事業 (事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 事業費, 国費).

2. 関連事業

Table with 14 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 当該年度予算 (事業費, 国費), 着工年度, 完了年度, 参考全体事業 (事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 事業費, 国費).

3. その他事業

Table with 4 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 実施時期.

注: 必要に応じて、各事業毎に資金計画書を添付すること。

4 (略)

I～IV (略)

V. 実施事業

所得向上に向けた展開方向

Blank box for expansion direction.

1. 本体事業 【計画期間: 平成〇年度～平成〇年度】

Table with 14 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 当該年度予算 (事業費, 国費), 着工年度, 完了年度, 参考全体事業 (事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 事業費, 国費).

2. 関連事業

Table with 14 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 当該年度予算 (事業費, 国費), 着工年度, 完了年度, 参考全体事業 (事業量, 対象となる農用地面積 (ha), 事業費, 国費).

3. その他事業

Table with 4 columns: 番号, 事業内容, 事業実施主体, 実施時期.

注: 必要に応じて、各事業毎に資金計画書を添付すること。

4 (略)

（別紙）

1）（略）

2）本体事業のうち整備事業（基盤整備及び施設整備等に関する事業）の概要

事業名	事業実施主体	事業概要 (内容・事業量・ <u>作付品目及び面積</u> (現況・計画(ha)))	事業実施期間	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度 予算		(参考) 全体事業	
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
			R〇 ~ R〇					

3）関連事業の概要

関連事業名	事業実施主体	事業概要 (内容・事業量)	事業実施期間	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度 予算		(参考) 全体事業	
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
			R〇 ~ R〇					

4）中山間地域所得向上支援事業及び関連事業の概要図

（計画区域及び事業実施箇所等を図示）

注：1）各事業の事業量及び事業費の根拠となる資料（積算書、見積書等）を添付すること。  
 2）記載内容の変更の報告は、変更箇所<sup>に</sup>二重線を付し変更後の内容を追記すること。  
 3）整備事業の事業概要には、成果目標算定に必要な作付品目及び面積（現況・計画）を記入すること。

（別紙）

1）（略）

2）本体事業のうち整備事業（基盤整備及び施設整備等に関する事業）の概要

事業名	事業実施主体	事業概要 (内容・事業量)	事業実施期間	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度 予算		(参考) 全体事業	
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
			H〇 ~ H〇					

3）関連事業の概要

関連事業名	事業実施主体	事業概要 (内容・事業量)	事業実施期間	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度 予算		(参考) 全体事業	
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
			H〇 ~ H〇					

4）中山間地域所得向上支援事業及び関連事業の概要図（略）

（計画区域及び事業実施箇所等を図示）

注：1）各事業の事業量及び事業費の根拠となる資料（積算書、見積書等）を添付すること。  
 2）記載内容の変更の報告は、変更箇所<sup>に</sup>二重線を付し変更後の内容を追記すること。

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
[〇〇市町村長] ※ 殿

地方農政局長※ 印  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
[〇〇都道府県知事]

中山間地域所得向上支援事業採択（不採択）通知書（〇〇地区）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（3）に基づく審査の結果、中山間地域所得向上支援事業の実施を採択した（別紙の理由により、採択しないこととした）ので通知します。

別記様式第4号、第5号（略）

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿  
[〇〇市町村長] ※

地方農政局長※ 印  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
[〇〇都道府県知事]

所得向上計画認定通知書（〇〇地区）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった所得向上計画について、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（3）の規定に基づく審査の結果、認定したので通知します。

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
[〇〇市町村長] ※ 殿

地方農政局長※ 印  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
[〇〇都道府県知事]

中山間地域所得向上支援事業採択（不採択）通知書（〇〇地区）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（3）に基づく審査の結果、中山間地域所得向上支援事業の実施を採択した（別紙の理由により、採択しないこととした）ので通知します。

別記様式第4号、第5号（略）

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿  
[〇〇市町村長] ※

地方農政局長※ 印  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
[〇〇都道府県知事]

所得向上計画認定通知書（〇〇地区）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった所得向上計画について、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（3）の規定に基づく審査の結果、認定したので通知します。

別記様式第7号(略)

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事

[地方農政局長] ※ 殿

( 北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

〇〇市町村長\* 印

[〇〇都道府県知事]

所得向上計画の変更に係る届出書(〇〇地区)

令和 年 月 日付けで認定を受けた所得向上計画「〇〇地区」について、下記のとおり変更したので、届出書を提出します。

記

1. 変更の内容

新	旧

2. 変更理由

〇〇のため

3. 変更日

令和 年 月 日

(別紙)

1 所得向上計画

2 実施要綱第3の1に掲げる本体事業及び関連事業の実施に必要な計画

注1: [ ]内は都道府県知事から地方農政局長等へ提出する場合。

注2: ※は市町村長から地方農政局長へ提出する場合。

別記様式第7号(略)

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事

[地方農政局長] ※ 殿

( 北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

〇〇市町村長\* 印

[〇〇都道府県知事]

所得向上計画の変更に係る届出書(〇〇地区)

平成 年 月 日付けで認定を受けた所得向上計画「〇〇地区」について、下記のとおり変更したので、届出書を提出します。

記

1. 変更の内容(略)

新	旧

2. 変更理由(略)

〇〇のため

3. 変更日

平成 年 月 日

(別紙)

1 所得向上計画

2 実施要綱第3の1に掲げる本体事業及び関連事業の実施に必要な計画

注1: [ ]内は都道府県知事から地方農政局長等へ提出する場合。

注2: ※は市町村長から地方農政局長へ提出する場合。

別記様式第 9 号

所得向上計画廃止報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	令和〇年度
目標年度	令和〇年度
作成年度	令和〇年度

所得向上計画廃止理由書

別記様式第 10 号（略）

別記様式第 11 号

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	令和〇年度
目標年度	令和〇年度
作成年度	令和〇年度

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（総括）

別記様式第 12 号

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	令和〇年度
目標年度	令和〇年度
作成年度	令和〇年度

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（総括）

別記様式第 13 号（略）

別記様式第 9 号

所得向上計画廃止報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	平成〇年度
目標年度	平成〇年度
作成年度	平成〇年度

所得向上計画廃止理由書

別記様式第 10 号（略）

別記様式第 11 号

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	平成〇年度
目標年度	平成〇年度
作成年度	平成〇年度

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（総括）

別記様式第 12 号

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（略）

（別紙）

計画策定年度	平成〇年度
目標年度	平成〇年度
作成年度	平成〇年度

中山間地域所得向上支援事業評価報告書（総括）

別記様式第 13 号（略）

別紙1（所得向上推進事業に係る運用）

第1・第2（略）

第3 実施要件

本事業は、実施要綱第3の3の（2）に規定する所得向上計画の区域（以下「計画区域」という。）を対象に実施するものとし、計画区域内の受益者数が農業者2者以上であることとする。

なお、別表に掲げる取組のうち、所得向上モデル地域の創出を実施するに当たっては、高収益作物の生産や高付加価値化・販売力強化に取り組むことを要件とし、第4の所得向上モデル地域計画書を作成することとする。

第4 所得向上モデル地域計画書

所得向上モデル地域を創出しようとする者は、次に掲げる事項を定めた所得向上モデル地域計画書（別記様式第1号）を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施主体
- 2 事業計画（取組の内容）
- 3 目標
- 4 経費の内訳

第5 実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業完了後、別記様式第1号により本事業の実施状況を速やかに取りまとめ、別記様式第2号により事業実施主体が都道府県であるときは7月末までに地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村であるときは6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施主体が市町村であり、かつ採択申請書、所得向上計画、本体事業及び関連事業の実施に必要な計画を地方農政局長等に提出したときは、7月末までに地方農政局長等に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出を受けた報告書を確認し、取りまとめて9月末までに地方農政局長等に提出するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、1地区当たり500万円以内を実施要綱第2に定める計画主体に助成するものとする。

なお、助成対象となる経費を下表のとおりとする。

区 分	経 費
1 <u>人件費</u>	臨時に雇用される事務補助員等の <u>人件費</u> （ <u>人件費</u> の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」により行うこと。）
1～7（略）	（略）
8 報酬	委員手当、技術員手当（給料、職員手当等（退職手当を除く。））
9～14（略）	（略）

また、所得向上モデル地域の創出を実施する場合は、下表の経費も助成対象とする。

別紙1（所得向上推進事業に係る運用）

第1・第2（略）

第3 実施要件

本事業は、実施要綱第3の3の（2）に規定する所得向上計画の区域（以下「計画区域」という。）を対象に実施するものとし、計画区域内の受益者数が農業者2者以上であることとする。

（新設）

（新設）

第4 助成

国は、予算の範囲内において、1地区当たり500万円以内を実施要綱第2に定める計画主体に助成するものとする。

なお、助成対象となる経費を下表のとおりとする。

区 分	経 費
1 <u>賃金</u>	臨時に雇用される事務補助員等の <u>賃金</u> （ <u>賃金</u> の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」により行うこと。）
2～8（略）	（略）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10～14（略）	（略）

15 土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	所得向上モデル地域の創出に必要な工事費
	測量設計費	工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	所得向上モデル地域の創出に必要な機械器具の購入費、運送及び据付に要する経費
	工事雑費	工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

第7 (略)

別表

取組	取組の具体的な内容	補助率
計画策定に係る調査・調整	・所得向上計画の策定及び支援に係る調査・調整等	定額助成
施設等整備計画の策定	・整備事業に係る実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計等	
マーケティング調査	・農産物の需給動向や消費者ニーズの把握等	
農産物の販売戦略の策定	・販売先に係る調査、販売方法等に関する検討等	
所得向上モデル地域の創出	・マーケットインの手法を活用した新規作物の試験栽培等、高収益作物の生産により所得向上を目指す取組	
	高付加価値化 ・販売力強化	・6次産業化に向けた試作品制作、販売促進活動等、農産物の高付加価値化・販売力強化により所得向上を目指す取組

第5 (略)

別表

取組	取組の具体的な内容	補助率
計画策定に係る調査・調整	・所得向上計画の策定及び支援に係る調査・調整等	定額助成
施設等整備計画の策定	・整備事業に係る実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計等	
マーケティング調査	・農産物の需給動向や消費者ニーズの把握等	
農産物の販売戦略の策定	・販売先に係る調査、販売方法等に関する検討等	



(別記様式第1号)

中山間地域所得向上支援事業（所得向上推進事業）

所得向上モデル地域計画書（所得向上モデル地域実施状況報告書）

1. 事業実施主体

<u>地区名</u>	<u>計画主体</u>	<u>指定地域</u>
<u>関係都道府県・市町村</u>		

2. 事業計画（取組の内容）

<u>取組内容</u>	

3. 目標（成果）

<u>目 標</u>	
<u>（成 果）</u>	

4. 経費の内訳

取組内容に要する経費

単位：千円

<u>取組内容</u>	<u>総事業費</u>	<u>本交付金</u>	<u>他の補助金等</u>	<u>自己資金</u>	<u>備 考</u>
	<u>①=②+③+④</u>	<u>②</u>	<u>③</u>	<u>④</u>	
<u>計 画</u>					
<u>（実 績）</u>					

注：実施要綱第4の2の（1）に基づき、所得向上計画に添付して提出する。

(新設)

(別記様式第2号)

(新設)

番 号  
年 月 日

都道府県知事

[地方農政局長] ※ 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇市町村長 ※ 印  
[〇〇都道府県知事]

中山間地域所得向上支援事業（所得向上推進事業）  
所得向上モデル地域実施状況報告書（〇〇地区）

このことについて、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙1の第5に基づき、実施状況報告書を提出します。

注1： [ ] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合。

注2： ※は市町村長から地方農政局長等へ報告する場合。

別紙2（基盤整備に関する事業に係る運用）

第1～第9（略）

別表1～3（略）

別記様式第1号

基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 〇〇〇〇 指導事業（〇〇）	関係都道府県・市町村名	9法指定地域等							
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度									
地域の所得向上に向けた取組方針										
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者									
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額 助成額	農業者 施工の 内容	年度計画				
						R〇	R〇	R〇	R〇	R〇
定額助成	田の区画拡大 (水路の変更を伴わない)	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m								
	田の区画拡大 (水	A=〇〇a								

(以下略)

別紙2（基盤整備に関する事業に係る運用）

第1～第9（略）

別表1～3（略）

別記様式第1号

基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 〇〇〇〇 指導事業（〇〇）	関係都道府県・市町村名	9法指定地域等							
事業実施期間	平成〇〇年度～平成〇〇年度									
地域の所得向上に向けた取組方針										
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者									
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額 助成額	農業者 施工の 内容	年度計画				
						H〇	H〇	H〇	H〇	H〇
定額助成	田の区画拡大 (水路の変更を伴わない)	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m								
	田の区画拡大 (水	A=〇〇a								

(以下略)

別紙3-1 (地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施基準

(1)～(13) (略)

(14) 育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であって低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)、チェーンソー等の汎用性のある備品等は交付対象としない。

(15)～(17) (略)

第5～第7 (略)

第8 会計経理

1～5 (略)

6 人件費の算定にあたっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農沈水産大臣官房経理課長通知)」に従うこと。

第9・第10 (略)

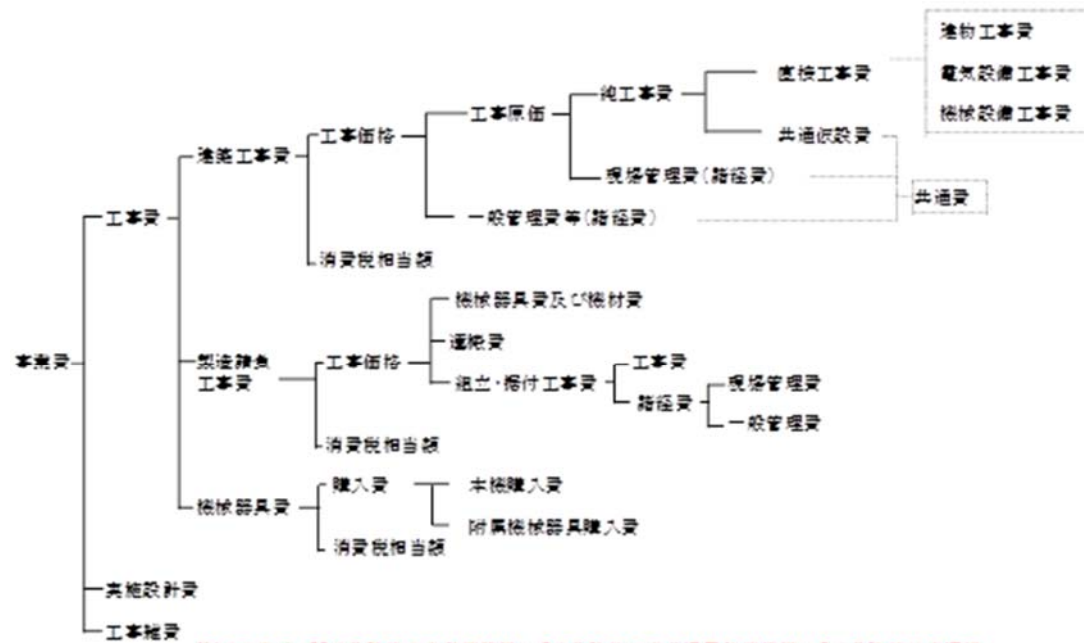
第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 (略)

2 交付対象事業費の構成

(1) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



(注)この表は、「公共建設工事積算基準」、「公共建設工事共同原価積算基準」、「公共建設工事標準仕様書」、「公共建設積算基準」、「公共建設設備積算基準」、「公共建設工事内訳書標準書式」、「公共建設工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月28日付け16経第197号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

別紙3-1 (地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用)

第1～第3 (略)

第4 実施基準

(1)～(13) (略)

(14) 交付対象施設等の付帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であって低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)、チェーンソー (研修のためのものを除く。) 及び汎用性のある備品等は交付対象としない。

(15)～(17) (略)

第5～第7 (略)

第8 会計経理

1～5 (略)

6 人件費 (給料、賃金等) の算定にあたっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農沈水産大臣官房経理課長通知)」に従うこと。

第9・第10 (略)

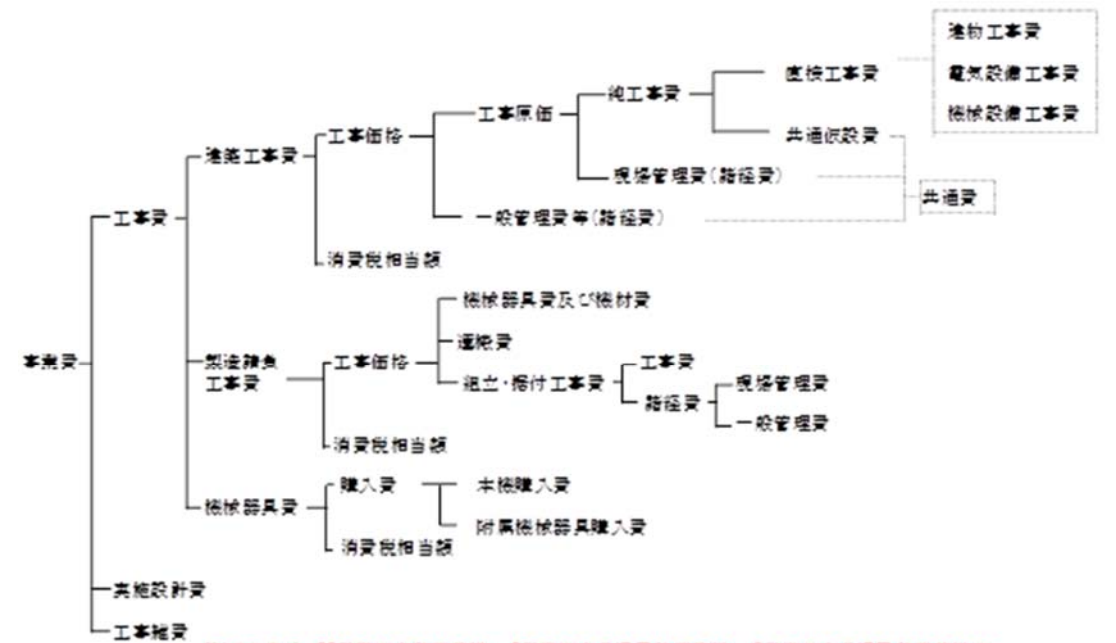
第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 (略)

2 交付対象事業費の構成

(1) 建設工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



(注)この表は、「公共建設工事積算基準」、「公共建設工事共同原価積算基準」、「公共建設工事標準仕様書」、「公共建設積算基準」、「公共建設設備積算基準」、「公共建設工事内訳書標準書式」、「公共建設工事見積標準書式」の制定について(平成13年9月28日付け13経第553号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

**第12 災害等における緊急事業**

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができる。

(別記様式第1号) (略)

(別記様式第2号) 施設整備対策事前点検シート

項目	チェック欄	判断根拠
(略)		
土木・建設構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		
実施要領別紙3-1別表の交付対象事業欄に掲げる(1)の地域連携販売力強化施設の整備については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか		
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか		
(略)		

(別記様式第3号)

番号  
年月日

〇〇都道府県知事・〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 〇〇〇〇 印

令和〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業)で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

令和〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(施設整備に関する事業)で取得又は効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報告いたします。

(以下略)

(新設)

(別記様式第1号) (略)

(別記様式第2号) 施設整備対策事前点検シート

項目	チェック欄	判断根拠
(略)		
土木・建設構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		
(新設)		
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか		
(略)		

(別記様式第3号)

番号  
年月日

〇〇都道府県知事・〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業)で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(施設整備に関する事業)で取得又は効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報告いたします。

(以下略)

別紙 3 - 2 (鳥獣被害防止施設等の整備に関する事業に係る運用)

第 1 ~ 第 2 (略)

第 3 事業の内容等

1 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、侵入防止柵の設置による被害防除等を計画的に実施する事業とし、事業内容及び採択要件は、別表 1 に掲げるとおりとする。

- (1) 別表 1 の事業内容欄の 1 の「鳥獣被害防止施設」については、所得向上計画の対象となる区域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

施設整備の受益地区において高収益作物の導入を行う場合には、所得向上計画に定める目標年度において、作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 %ポイント以上増加することを目標とする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICT を活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照 URL : [http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen\\_kakuho\\_20150721.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html))

侵入防止柵の設置及び維持管理については、「鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について」(平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) ・ (3) (略)

2 ・ 3 (略)

第 4 ~ 第 12 (略)

第 13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 (略)

2 交付対象事業費の構成

(1) 請負施行の場合

別紙 3 - 2 (鳥獣被害防止施設等の整備に関する事業に係る運用)

第 1 ~ 第 2 (略)

第 3 事業の内容等

1 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、侵入防止柵の設置による被害防除等を計画的に実施する事業とし、事業内容及び採択要件は、別表 1 に掲げるとおりとする。

- (1) 別表 1 の事業内容欄の 1 の「鳥獣被害防止施設」については、所得向上計画の対象となる区域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICT を活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照 URL : [http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen\\_kakuho\\_20150721.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html))

侵入防止柵の設置及び維持管理については、「鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について」(平成 30 年 1 月 12 日付け 29 農振第 1705 号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) ・ (3) (略)

2 ・ 3 (略)

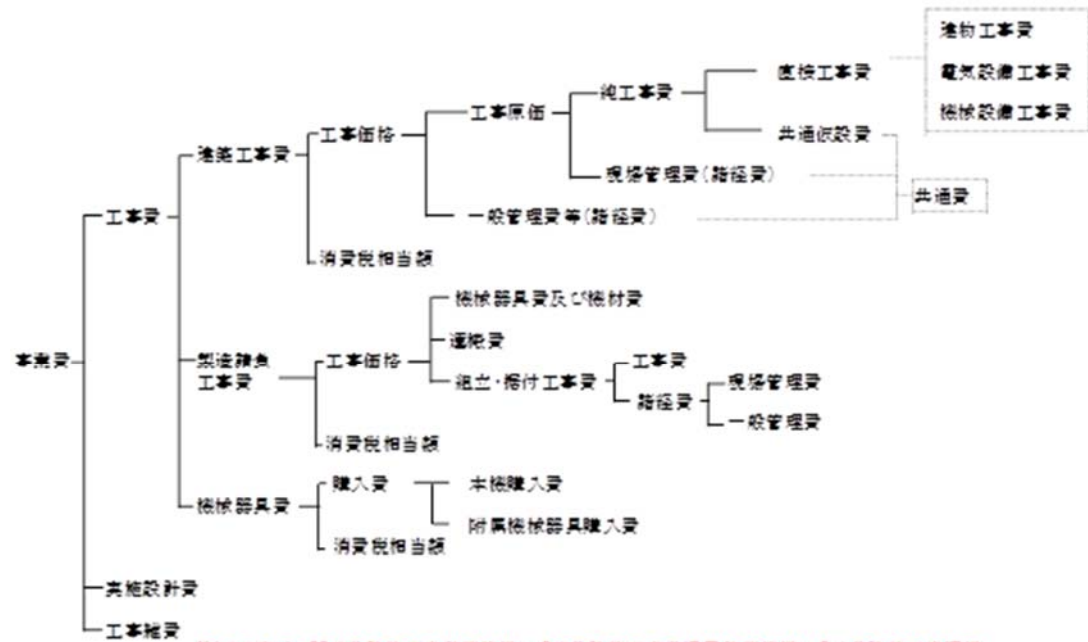
第 4 ~ 第 12 (略)

第 13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 (略)

2 交付対象事業費の構成

(1) 請負施行の場合



注)この表は、「公共道路工事費算定基準」、「公共道路工事共通受領算定基準」、「公共道路工事標準歩掛り」、「公共道路費算定基準」、「公共道路設備費算定基準」、「公共道路工事内容標準審式」、「公共道路工事見積標準審式」の制定について(平成17年2月25日付け16経第197号農林水産省大臣官庁経理長通知)に準拠したものである。

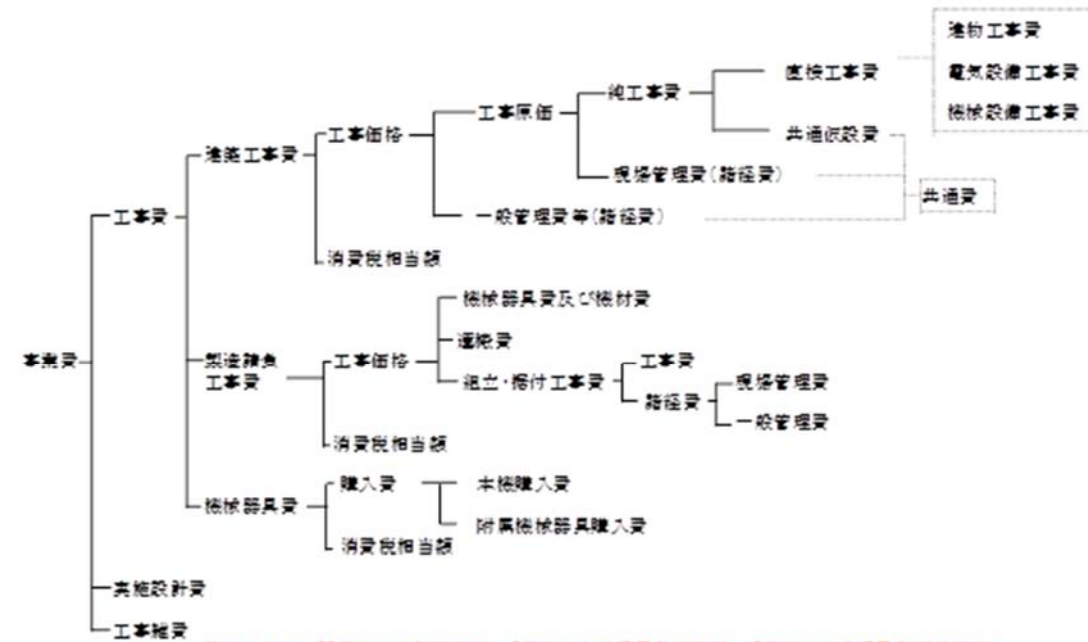
(2) (略)  
3 (略)

別表 1

事業内容	採択要件
1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設	<p><u>事業内容 1 については、次に掲げる全ての要件を満たすこととし、事業内容 2 及び 3 については、次に掲げる 1 及び 2 の要件を満たすこと。</u></p> <p>1 受益戸数が 3 戸以上であること。 2 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p> <p><u>3 所得向上計画において、次の (1) 又は (2) の取組が行われること又は行われることが確実に見込まれること。</u></p> <p><u>(1) 実施要領第 3 の 1 の (2) 又は (3) のアの (ア) のいずれかと一体的な整備を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 事業内容 1 の施設整備における受益地区において、高収益作物の導入が行われること。</u></p>

別表 2、別表 3 (略)

別記様式第 1 号 (略)



注)この表は、「普通工事費算定基準」、「普通工事共通受領算定基準」、「普通工事共通受領算定基準の運用」の制定について(平成13年9月28日付け13経第663号農林水産省大臣官庁経理長通知)に準拠したものである。

(2) (略)  
3 (略)

別表 1

事業内容	採択要件
1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設	<p>次に掲げる <u>全て</u> の要件を満たすこと。</p> <p>1 受益戸数が 3 戸以上であること。 2 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p>

別表 2、別表 3 (略)

別記様式第 1 号 (略)

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事  
氏名 印

令和〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（うち鳥獣被害防止施設等の整備）の上限単価  
について（協議）

（以下略）

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
（又は 〇〇県（都道府）知事 殿）〕

〇〇県（都道府）知事 印  
〔又は  
所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名 印〕

令和〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（鳥獣被害防止施設等の整備）で取得又は効用の  
増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

令和〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業（鳥獣被害防止施設等の整備）で取得又は効用が  
増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

（以下略）

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事  
氏名 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（うち鳥獣被害防止施設等の整備）の上限単価  
について（協議）

（以下略）

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
（又は 〇〇県（都道府）知事 殿）〕

〇〇県（都道府）知事 印  
〔又は  
所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名 印〕

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（鳥獣被害防止施設等の整備）で取得又は効用の  
増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業（鳥獣被害防止施設等の整備）で取得又は効用が  
増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

（以下略）



別記様式第4号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
(又は 〇〇県(都道府)知事 殿)〕

〇〇県(都道府)知事 印  
〔又は  
所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名 印〕

令和〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

令和〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報告します。

(以下略)

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
(又は 〇〇県(都道府)知事 殿)〕

〇〇県(都道府)知事 印  
〔又は  
所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名 印〕

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報告します。

(以下略)

別紙 3-3 (収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化に関する事業に係る運用)

第 1 ~ 第 8 (略)

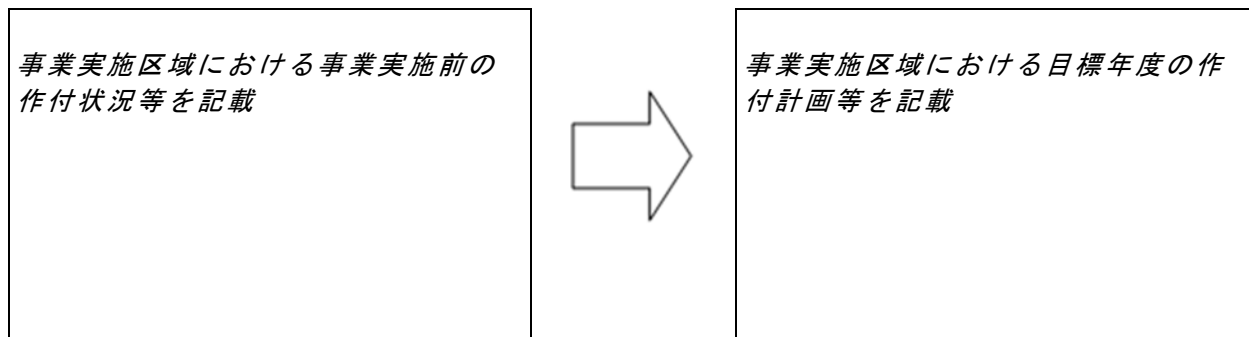
別表 (略)

別記様式第 1 号

高収益作物転換促進計画 (事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	9 法指定地域等					
事業実施期間								
地域内 (受益地内) の高収益作物への転換の推進に向けた取組方針								
事業概要	受益面積: 水田〇〇a、畑〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費: 〇〇百万円 受益者数: 〇〇者							
区分	事業種類	事業量	総事業費 (百万円)	年度計画				
				R〇	R〇	R〇	R〇	R〇
定額	高収益作物転換推進費	実施内容〇〇 年基準額						
定率	高収益作物導入支援	実施内容〇〇						
合計								

事業の活用イメージ



高収益作物転換促進計画の目標年度: R〇〇年

	事業実施前	事業完了後
高収益作物への転換面積 (率)	品目: 〇〇a (〇〇%)	品目: 〇〇a (〇〇%)
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

(以下略)

別記様式第 2 号 (略)

別紙 3-3 (収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化に関する事業に係る運用)

第 1 ~ 第 8 (略)

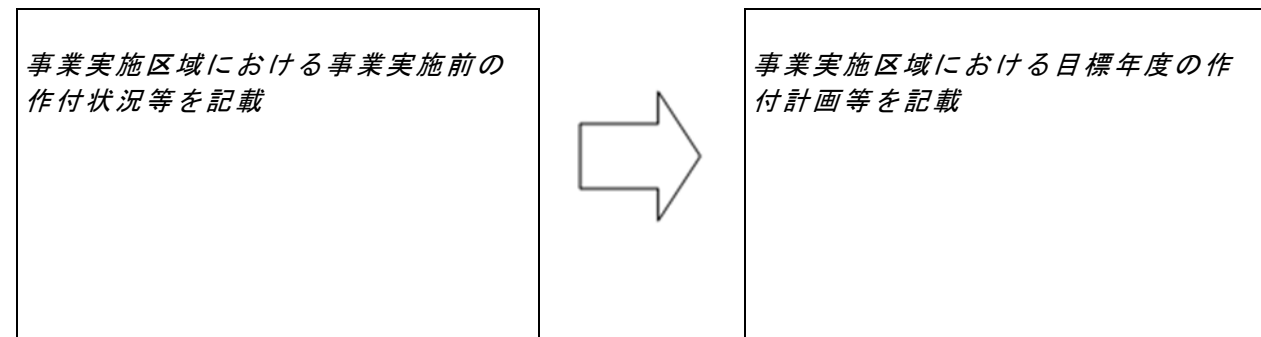
別表 (略)

別記様式第 1 号

高収益作物転換促進計画 (事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	9 法指定地域等					
事業実施期間								
地域内 (受益地内) の高収益作物への転換の推進に向けた取組方針								
事業概要	受益面積: 水田〇〇a、畑〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費: 〇〇百万円 受益者数: 〇〇者							
区分	事業種類	事業量	総事業費 (百万円)	年度計画				
				H〇	H〇	H〇	H〇	H〇
定額	高収益作物転換推進費	実施内容〇〇 年基準額						
定率	高収益作物導入支援	実施内容〇〇						
合計								

事業の活用イメージ



高収益作物転換促進計画の目標年度: H〇〇年

	事業実施前	事業完了後
高収益作物への転換面積 (率)	品目: 〇〇a (〇〇%)	品目: 〇〇a (〇〇%)
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

(以下略)

別記様式第 2 号 (略)